

保護者の皆様へ

日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度について(お知らせ)

小牧市教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校の管理下でけが等をされた場合に、加入者に対して医療費を支給する公的共済制度を行っています。

以下、日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度についてお知らせします。

記

1 給付の内容

保険診療のうち、療養に伴って要する費用(保険診療分総額の1割)が支給されます。

医療機関等の窓口で保険診療分総額の3割を自己負担した場合は、合算した額(保険診療分総額の4割)が支給されます。

2 給付の条件

学校管理下のけが等を治療するため医療機関等に受診された場合で、保険診療分総額が5,000円以上(医療機関等の窓口で自己負担された額が1,500円以上)になったときは、災害共済給付金制度の対象となります。

3 診察までの手続き

ご注意ください。愛知県内の医療機関等で診察を受ける場合の手続きとなります。

「学校管理下でのけが等であることの証明書」は学校長が発行します。

上記の証明書は、各窓口でご提示ください。

(1) 学校管理下でけが等があったときは、すぐに担任の先生に知らせてください。

(2) 「学校管理下でのけが等であることの証明書」と「医療等の状況」及び「調剤報酬明細書」、「災害共済給付金申請にかかわる承諾書」を学校でもらってください。

(3) **医療機関等の窓口で被保険者証(又は組合員証)と「子ども医療費受給者証」等、「学校管理下でのけが等であることの証明書」を一緒に提示してください。この際、忘れずに「学校管理下でのけが等であることの証明書」をもらってください。再診の際も、同様をお願いします。**

* 下校時のけが等、「学校管理下でのけが等であることの証明書」がない場合は、診察を受けていただいても結構です。この場合においても、速やかに担任の先生に知らせてください。

4 請求の手続き

1ヶ月単位で日本スポーツ振興センターに請求します。保護者の方に必要な書類などをご用意していただき、学校が請求書類を作成して教育委員会が請求します。

(1) 医療機関等に「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を書いてもらってください。

(2) 医療費を自己負担した場合は、医療機関等での支払の際にもらった領収書を「領収書添付用紙」などに月ごとに貼ってまとめてください。

(3) 「医療等の状況」と「調剤報酬明細書」、「災害共済給付金申請にかかわる承諾書」、

「貼ってまとめた領収書」を学校へ提出してください。

*** 同一のけが等が治癒するまでの保険診療分総額が5,000円未満（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,499円以下）のときは対象外になります。**

* 1ヶ月の保険診療分総額が5,000円未満（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,499円以下）であっても、今後治療する見込がある場合は、5,000円以上（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,500円以上）になったときからまとめて請求の対象となりますので、担任の先生に申し出てください。

5 子ども医療費受給者証の使用

令和6年4月請求分より、子ども医療費受給者証等の利用が可能となりました。

子ども医療費受給者証等を使用せず、保険診療分総額の3割を自己負担した場合は、領収書を提出していただくことで、自己負担分+見舞金1割を合算した額（保険診療分総額の4割）が支給されます。

6 その他

(1) 母子家庭等医療費受給者、心身障害者医療費受給者の皆様も上記と同様になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(2) **自己負担された額が請求の対象外となった場合は**、小牧市保険年金課医療係（小牧市役所本庁舎1階・電話 0568-76-1128）で手続きをし、自己負担分の払い戻しを受けていただきますようお願いいたします。

* 医療保険点数をもとに計算する関係上、払い戻される金額が実際に窓口で支払われた金額より少なくなる場合があります。

* 医療保険点数の対象外であったことによる自己負担は払い戻しされません。

* 払い戻し手続きに必要なもの

① 領収書（患者名、受診日、医療保険点数の3点が記載されているもの）

② 健康保険証 ③ 子ども医療費受給者証等

④ 朱肉を使う印鑑 ⑤ 金融機関の預金通帳

(3) 学校へ提出された領収書は、教育委員会で確認後返却させていただきます。

(4) 学校管理下のけが等が治癒したときは、「学校管理下でのけが等であることの証明書」を速やかに学校に返却してください。